



決められること、決められないこと

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■「約束は、守らなければならない」という言葉は、誰もが一度は聞いたことがあるのではないかと思います。その一方で、「〇〇法に違反する、無効な契約」というふうな言い回しを聞いたことがある方も多いいのではないかと思います。それでは、どの範囲まで約束で(つまり契約で)決めることができ、どの範囲を超えると無効になるのでしょうか?その線引きは、どういう考えに基づいて決められているのでしょうか?

■民法などの法律に規定されている条文は、実は、数の面で見れば当事者の合意で異なった条件に定めることもできる「任意法規」と呼ばれる条項の方が多いです。「約束は、守らなければならない」という考えの背景の一つに、「どちらからとって不利益な約束であれば、応じないはずだ。」つまり「お互いが納得したのだから、合理的な条件だったに違いない。」という考えがあります。土地を売る際に、買主が提示した買取価格が不当に低いと思ったのなら、売らなければ良かったのに、実際に売ったならばその価格でいいと双方思ったのだから、という考え方です。

■しかし、右の考え方は対等な二人の間の関係を前提にしていることが見て取れると思います。片方の交渉力が強ければ、条件のいかんに関わらず弱い方は強い方の提示する条件に応じるほかないです。労働者と使用者、消費者と事業者、個人の債務者と貸金業者、賃貸物件の入居者と大家など、日常生活の中に力関係に差がある関係はたくさん見出すことができます。こういう場合に「約束したこと」に任せていては不合理かつ正義に反する状態が生じます。そこで、契約では上書きできない内容を法律で定めて(これを「強行法規」といいます。)もし強行法規に反した契約をしたとしても無効とされま

す。「決められないこと」の領域を作ることで、交渉力が弱い人々を保護しているのです。
■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-3383-8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

春の全国交通安全運動の実施

～手をあげて
じぶんでまもろう
いのちのあいず～

【運動期間】4月6日(火)～15日(木)の10日間

【交通事故防止のポイント】

1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- 家庭や地域の大人が手本となって基本的な交通ルールを教え、交通安全意識を高めていきましょう。
- 交通事故死者数全体のうち、高齢者が半数近くを占めています。ドライバーのみなさんは、思いやりのある安全運転を心がけましょう。

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- シートベルトは命綱!自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう。
- 飲酒運転の根絶!運転者はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を飲ませた者にも厳しい罰則が課せられます。道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちで北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

山菜採りによる事故の防止

例年4月に入ると行者ニンニクやタケノコ等の山菜採り事故が発生しています。慣れた山でも油断せず、次の点に注意しましょう。

- 1 行き先や帰宅時間を家族に伝えましょう。
- 2 自分の体調、天候や時間に合わせ、無理に山奥に入らないようにしましょう。
- 3 複数人で入山し、単独での入山は避け、お互いの位置を確認しましょう。
- 4 万が一遭難した場合に備え、目立つ色の服装で入山しましょう。
- 5 携帯電話や周囲に自分の存在を知らせることができるホイッスルを持ちましょう。

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110